「認知症対応型共同生活介護」 重要事項説明書 (由布)

当施設は介護保険の指定を受けています。 (大分市指定 第4470101488)

当施設は入所者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供いたします。 施設の概要や提供されるサービスの内容、またご注意いただきたいことを次の通り 説明致します。

1. 施設経営法人

法 人 名	社会福祉法人 若草会			
法人所在地	大分市大字野田306番地の2			
電話・FAX	電話:097-549-0012 FAX:097-549-5750			
代表者名	理事長 安東 真英			
設 立 年 月	昭和49年2月16日			

2. ご利用施設

施設の名称	グループホームふく福(由 布)
施設の所在地	大分市大字上宗方1037-2
管理者名	田中 宏樹
電話番号	097-586-1234
FAX番号	$0\ 9\ 7-5\ 8\ 6-1\ 2\ 3\ 2$
定 員	8 名

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	認知症により自立した生活が困難になった入所者に対して 家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の 援助及び生活リハビリを通し、心身の機能を維持し安心と 尊厳のある生活を可能な限り継続出来るよう援助することを 目的とします。
施設運営の方針	個々の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの 提供に努めるとともに、個別の介護計画を基に、入所者の ニーズに応じたサービスを提供致します。 また、地域との交流を図る中で、より豊かな人間関係を築い ていけるよう支援します。

4. 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地	557. 25 m²
建物の構造	木造一部2階建て
延床面積	284.06 m²

(2) 主な設備

設備の種類		数	面積
食堂・居間		1室	35.10 m²
浴	室	1室	9. 4 2 m²
便	所	2個所	10.84 m²
居	室	8室(定員1名)	90.24 m²

5. 職員体制(主たる職員)

従業者の職種	員数	保有資格
管理者	1	介護福祉士
計画作成者兼介護職員	1	介護支援専門員
介護職員	5	介護福祉士・ヘルパー2級

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスは、利用料金の7割から9割が介護保険から給付されます。

ター・シケーと、小がい打型・シー目が りし目が 万 暖水像が ら帰口ですのよう。				
種類	内容			
食 事 食費は別料金です	・旬の食材を使用し健康維持に配慮した食事を提供します。・食事時間 (朝食7:50 昼食12:00 夕食18:00)			
排 泄	入所者の身体の状況に応じて適切な排泄介助を行いま す。			
入浴	毎日入浴が可能です。			
着脱・身支度	・身体の状況に応じて着脱の介助を行います。・個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。			

健康管理 医療機関との連携体制	 ・協力医療機関または主治医との連携を図り健康管理に 努めます。また、24時間の医療機関との連携体制を もって緊急時は、協力医療機関又は主治医に責任をも って引継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関に受診・通院する場合、ご家 族に付き添いをお願いすることがあります。
相談および支援	当施設は、入所者及びその家族からのご相談について も誠意をもって応じ、可能な限り必要な支援を行うよ う努めます。
機能訓練	日常生活に於ける活動(生活リハビリ)で身体機能の 維持推進を行います。

【1日あたりサービスご利用料金】

お客様の要介護度	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護
とサービスご利用料金	2	1	2	3	4	5
ご利用料金	7, 490 円	7, 530 円	7, 880 円	8, 120 円	8, 280 円	8, 450 円
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	なし 370円					
サービス提供体制強化加算 🏾	180 円					
若年性認知症利用者受入加算	1, 200 円					
介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数×18.6%(円に換算)					
保険給付	上記合計金額の7割~9割					
自己負担		上	記合計金額	頁の1割~	3 割	

(2)介護保険給付の対象とならないサービス(費用)

種類	内 容	利用料
食 材 費	食事にかかる原材料費	1 日 1,400円
光熱水費	電気、ガス、水道料等、	1ヶ月 16,000円
家賃	個室の提供	1ヶ月 30,000円
おむつの提供	入所者の身体状況に応じて おむつの提供	実費
予防接種費用	インフルエンザ	住民票のある市町村の接種料金
レクリエーション 行事等	レクリエーション・行事の参加	・作品制作材料費(実費) ・外出レクリエーション実費 (交通費・入場料等)

- ★お客様の入退所に伴って、1ヶ月に満たない期間利用した場合の食材 費及び家賃・光熱水費については、利用日数による日割計算により決 定するものとします。この場合において、日割計算による決定額に 1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
 - ★お客様が入居中に入院または外泊等をした場合でも、家賃についは返還致 しません。また、入院、外泊したときの食材費及び光熱水費は、利用日数 による日割り計算により決定するものとします。
 - ★食材費については欠食の申し出があった日の翌日から起算して3日目 までは払戻ができません。
 - ★払戻の計算は1日を単位とし、1日 1,400円とします。

3) 利用料のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は1か月ごとに計算しご請求致しますので、 翌月27日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。(1か月に満 たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金 額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み

大分銀行医科大学前支店 普通預金 5075009

(名義) 社会福祉法人 若草会 理事長 安東真英

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関:お客様の取引のある金融機関

ウ. 現金の場合

ご面会に来られた際に受付窓口にてお支払いください。

7. 苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

	グループホームふく福 由布棟
	管理者 田中 宏樹
	電話 097-586-1234
世体或从來自	受付時間 毎週月曜日~金曜日 8時~17時
苦情受付窓口	大分市長寿福祉課
	電話 097-534-6111
	大分県国民健康保険団体連合会
	電話 097-534-8470

8. 協力医療機関

医療植	幾関の)名称	ひがし	内科医院	大分三愛メディカ センター	ルアルプス歯科医院
院	長	名	東	喬太	森 義顕	向井道夫
所	在	地	大分市上	:宗方 524-1	大分市大字市大坪 56	66-3 大分市中戸次前田 1448
電	話 番	: 号	097 - 5	41 - 0189	097 - 541 - 1311	097-548-8115
診	療	科	内	科他	内科·外科他	歯科

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」	により対応を行います。			
近隣との協力	近隣自治会と連携し、非	 常時の応援体制をとっています。			
関係					
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」により、お客様と一緒に昼間およ				
	び夜間を想定した避難訓練を実施しています。				
非常時防災 設備等	設備名称	個 数 等			
	スプリンクラー	有			
	自動火災報知機	有			
	セキュリティシステム	有			
	ナースコールシステム	有			

10. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に 届出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得
	てください。面会時間は午前8時から午後7時まで。 ただし、緊急の場合を除きます。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に
	申し出てください。
居室・設備・ 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって
	ご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた
	場合、賠償していただくことがございます。
迷惑行為等	騒音等他の入所者や近隣の迷惑になる行為はご遠慮くださ
	い。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでく
	ださい
宗教活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動および政治活動は
政治活動	ご遠慮ください。

11. 秘密保持について

- (1) 施設及び施設の職員は、正当な理由がない限り、介護サービスの 提供に際して知り得た入所者及びそのご家族の個人情報は秘密厳守 致します。
- (2) 施設の職員は退職後も、就業中に知り得た入所者及びそのご家族の個人情報は秘密厳守致します。

12. 個人情報の取り扱いについて

お預かりした個人情報は、入所者のサービスの向上及び、サービスの提供に係る契約後のサービスの実施や、サービス担当者会議において使用させていただきます。他に流出しないよう注意し、適切・安全に取り扱います。また、情報の変更・訂正・削除が必要な場合は当事業所までご連絡ください。

13. 人権擁護、高齢者虐待防止について

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、定期的に実施する研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の習得に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、利用者や家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

14. ハラスメントについて

ハラスメント対策の為、次に掲げる措置を講じております。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2) 職員は、ハラスメントを防止するための研修を受講し、事業所内で共有を図っています。

15. 業務継続計画策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定します。
- (2) 当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に 基づき重要事項の説明を行いました。

グループホームふく福

施設長	氏名_	安東	真英	<u>E</u>	
管理者	氏名	田中	宏樹	Œ	
説明者職名	氏名				
私は、本書面に基づいる					「認知症対応型
共同生活介護」サービスのまた、サービス担当者会議				•	について同意し
ました。					
入所者 住所					
	ご氏名				
					<u> </u>
入所者 家族住所					
	ご氏名				
	続柄				
		÷. N. a. a.	# 0 II 0	- H \ 6765 -	
※この重要事項説明は、厚生省 に基づき、お客様又はそのご家					
	-			11//	
平成12年7月1日一部改正 令和5年1月1日一部改正					
令和5年1月1日一部改正					
令和6年4月1日一部改正					
令和6年6月1日一部改正					